

砥部町農業委員会総会

平成 31 年 1 月議事録

平成 31 年 1 月 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	平成 31 年 1 月 農業委員会総会
2 開始日時	平成 31 年 1 月 4 日 (金) 10 時 30 分～11 時 10 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	白潟 泰 (会長)、松尾利勝 (会長代理)、森 正博、石田慎一、土居文男、古田俊正、村上 茂、三木恭子、二宮敬介、長岡賢二、久保 徹、矢野征司、西岡弘安、中村恒典、武田孝司、佐野淳子、水川規良
5 欠席委員	田中 弘
6 職務のため会議に出席した職員の職氏名	大内 均 (事務局長)、矢野 透 (局長補佐兼農地係長)、松本知子
7 公開又は非公開の別	公開
8 傍聴人数	0 人
9 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

平成 31 年 1 月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	議案第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について	1 件
日程第 3	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定に基づく町許可申請について	3 件
日程第 4	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について	3 件
日程第 5	議案第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による事業の状況等について	1 件
日程第 6	議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく 農用地利用集積計画の決定について	3 件

・閉会

平成 31 年 1 月 砥部町農業委員会総会
平成 31 年 1 月 4 日（金）
10 時 30 分開会

発言者	発言内容
事務局長	ご起立下さい。礼。ご着席下さい。 只今から 1 月農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、白潟会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事務局長	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第 4 条により田中委員より欠席の旨、通告がありましたので、報告致します。 出席委員は 18 名中 17 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき過半数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は白潟会長にお願いします。
議 長	それでは、1 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項の規定により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、5 番 古田委員さん 6 番 村上委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の松本さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、1 件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を受理し

	<p>たので、次のとおり報告する。</p> <p>議案書の1頁をご覧ください。地図は、資料の地図1をご覧ください。相続の案件です。</p> <p>届出人は〇〇番地 〇〇さん。農地の所在地は〇〇番、地目 田、面積 432 m²と、〇〇番、地目 田、面積 506 m²と、〇〇番、地目 田、面積 328 m²と、〇〇番、地目 畑、面積 4272 m²で、合計面積 5,538 m²です。</p> <p>こちらは、平成30年8月20日、亡くなられた〇〇さんからの相続によるものです。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法第3条の3第1項の規定により記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いいたします。</p> <p>承認</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定に基づく町許可申請について、3件を議題といたします。</p> <p>1件目について、事務局より説明をお願いします</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、農業委員会の許可を求める。</p> <p>議案書の2頁をご覧ください。地図は、資料の地図2をご覧ください。</p> <p>1件目は、賃借権設定の案件です。渡人は〇〇番地 〇〇さん。受人は〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 畑、面積 57 m²と、〇〇番、地目 畑、面積 864 m²と、〇〇番、地目 畑、面積 0.42 m²と、〇〇番、地目 畑、面積 12 m²と、〇〇番、地目 畑、面積 5.89 m²で、合計面積 939.31 m²です。</p> <p>申請の経緯については、渡人の〇〇さんは高齢と病気により農地管理が難しいため、農地を探していた受人の〇〇さんと話がまとまったものです。作付予定作物は、「ブルーベリー・じゃばら」がメインで、受人の営農家族構成は、本人・父・母が行い、農作業機械もそろっております。営農日数は、本人が200日、父が200日、母が150日従事することを予定しております。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する</p>

	<p>る要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当しておりませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局の説明のとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p> <p>2件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>2件目は、所有権移転の案件です。地図は、資料の地図3をご覧ください。</p> <p>渡人は〇〇番地 〇〇さん。受人は〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 畑、面積1,339㎡です。</p> <p>申請の経緯については、渡人の〇〇さんは高齢と病気により農地管理が難しいため、経営規模拡大を予定していた受人の〇〇さんと話がまとまったものです。作付予定作物は、「オリーブ」がメインで、受人の営農家族構成は、本人が行い、農作業機械もそろっております。営農日数は、本人が300日従事することを予定しております。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当しておりませんでした。</p>

	<p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局の説明のとおりです。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんは、砥部出身の方ですか。</p>
事 務 局	<p>〇〇の方です。以前にも新規就農で審議した方で、農地を拡張したいとのことで、今回の申請となりました。</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p> <p>3件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>3件目は、所有権移転の案件です。地図は、資料の地図4をご覧ください。</p> <p>渡人は〇〇番地 〇〇さん。受人は〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 田、面積347㎡です。</p> <p>申請の経緯については、渡人の〇〇さんは労働力不足により農地管理が難しいため、受人の〇〇さんと話がまとまったものです。作付予定作物は、水稻で、受人の営農家族構成は、本人・妻・父・母が行い、農作業機械もそろっております。営農日数は、本人が250日、妻が200日、父が60日、母が60日従事することを予定しております。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していませんでした。</p>

	<p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>受人の〇〇さんは、〇〇で建設業をしながら水稻や菌床しいたけの栽培をしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p>
議 長	<p>日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、3件を議題といたします。</p> <p>1件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の3頁をご覧ください。地図は、資料の地図5をご覧ください。</p> <p>1件目は、露天駐車場への転用案件です。申請内容については、渡人が〇〇番地 〇〇さんと、〇〇番地 〇〇さん。受人が〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 畑、面積120㎡と、〇〇番、地目 田、面積425㎡と、〇〇番、地目 畑、面積481㎡で、合計面積1,026㎡です。一体利用地として〇〇番の宅地、面積151.33㎡と、〇〇番の宅地、面積284.24㎡と、〇〇番の宅地、面積242.73㎡と、〇〇番の宅地、面積290.59㎡を予定しています。</p> <p>申請の経緯については、〇〇〇〇センターの移転に伴い、〇〇会館及びイベントのための来客用駐車場を整備するため、転用申請を行うものです。</p>

	<p>申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局の説明のとおりです。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p> <p>2件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>2件目は、露天駐車場・進入路への転用案件です。地図は、資料の地図6をご覧ください。</p> <p>申請内容については、貸人が〇〇番地 〇〇さん。借人が〇〇番地有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 畑、面積 225 m²です。</p> <p>申請の経緯については、以前から隣接する雑種地を含めて露天資材置場・進入路として利用していましたが、父からの相続により違反転用の事実を知り、始末書の提出とともに転用許可申請を行うものです。</p> <p>申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>

担当委員	違反転用案件です。ご審議をよろしく申し上げます。
議長	担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なし
議長	質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。 承認 3件目について、事務局より説明をお願いします
事務局	3件目は、個人住宅への転用案件です。地図は、資料の地図7をご覧ください。 申請内容については、貸人が〇〇番地 〇〇さん。受人が〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 田、面積 289 m ² です。 申請の経緯については、〇〇さんは〇〇市の借家に家族3人で暮らしていますが、今後、生活するうえで、居住スペースの確保と生活基盤の安定を図るため、義父の土地を使用貸借により借り受け、個人住宅への転用許可申請を行うものです。 申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局が説明したとおりです。ご審議よろしく申し上げます。
議長	担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なし
議長	質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。

	<p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>日程第5 議案第4号 農地法第6条第1項の規定による事業の状況等について、1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号 農地法第6条第1項の規定による事業の状況等に基づく届出があり、農地法施行規則第58条の規定により受理したので報告する。</p> <p>議案書の4頁をご覧ください。資料は、本日配布しました「農地所有適格法人報告書」をご覧ください。</p> <p>申請人は〇〇番地 農事組合法人〇〇組合 組合長理事〇〇さん。生産する農産物は梅、関連事業等は、梅加工品製造で、経営農地の地目は畑、面積4.82ha、売上高は、平成29事業年度で約〇〇円です。</p> <p>農地等を所有し、又は他の者の所有する農地等を耕作若しくは養畜の事業に供している農地所有適格法人は、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告しなければなりません。また、農業委員会は、提出があった報告書に基づき、農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる、とされています。</p> <p>農地所有適格法人であるためには、次の4つの要件を全て満たしている必要があります。</p> <p>一つ目は法人形態要件で、「農事組合法人」や「株式会社」や「持分会社」が要件に該当しますが、〇〇組合は農事組合法人です。</p> <p>二つ目は事業要件で、その法人の主たる事業が農業及び農業関連事業であることです。この判断は、直近3ヶ年の農業及び農業関連事業の売上高が、その法人の事業全体の売上高の過半を占めているか、によります。〇〇組合は、全てが梅の生産と梅加工品製造ですので、売上高の過半を占めています。</p> <p>三つ目は経営責任者に関する要件で、その法人の常時従事者たる構成員が、理事等の数の過半を占めていることです。〇〇組合の構成員は24人で、理事等は5人ですので、要件を満たしています。</p> <p>四つ目は役員要件で、その法人の理事等のうち1人以上の者が、そ</p>

	<p>の法人の行う農業に必要な農作業に一定以上従事することです。〇〇組合の理事等の全員が、基準となる 60 日以上の農作業に従事していますので、要件を満たしています。</p> <p>以上の事から、〇〇組合は、農地所有適格法人のすべての要件を満たしております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>農地法第 6 条第 1 項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いいたします。</p> <p>承認</p>
議長	<p>日程第 6 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、3 件を議題とします。</p> <p>1 件目について、事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の 5 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 8 をご覧ください。</p> <p>1 件目は、賃借権の設定で、新規の案件です。貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 〇〇さん。農地の所在地は〇〇番、現況地目 樹園地、面積 1,313 m²のうち 350 m²と、〇〇番、現況地目 樹園地、面積 1,136 m²と、〇〇番、現況地目 樹園地、面積 159 m²と、〇〇番、現況地目 樹園地、面積 122 m²と、〇〇番、現況地目 樹園地、面積 326 m²で、合計面積 2,093 m²です。</p> <p>栽培品目は「愛媛果試第 28 号」で、期間は、平成 31 年 1 月公告日から平成 40 年 12 月 31 日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>〇〇さんの息子さんが急に亡くなりました。愛媛果試第 28 号のハウス栽培を続ける予定でしたが、高齢のため耕作するのが難しく、〇〇さんに貸借する事になりました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p> <p>2件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>2件目も、賃借権の設定で、継続の案件です。地図は、資料の地図9をご覧ください。</p> <p>貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 農事組合法人〇〇組合です。農地の所在地は〇〇番、現況地目 樹園地、面積7,078㎡です。</p> <p>栽培品目は梅で、期間は、平成31年1月公告日から平成41年3月31日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局が説明したとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>3件目については、〇〇委員さん、ご自身の案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与が制限されますので、同委員には退席していただきます。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>

	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件目は、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は、資料の地図10をご覧ください。</p> <p>貸人は〇〇番地 〇〇さん。推定相続人として〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 〇〇さん。農地の所在地は〇〇番、現況地目 田、面積 927 m²と、〇〇番、現況地目 田、面積 730 m²で、合計面積 1,657 m²です。</p> <p>栽培品目は水稻で、期間は、平成 31 年 1 月公告日から平成 36 年 1 月 31 日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>質疑なし</p>
議長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議長	<p>議事が終了しましたので、〇〇委員に対する議事参与の制限を解除します。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議長	<p>閉会</p> <p>それでは以上で、本日本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、1月農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>11時10分 閉会</p>

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____